第五条第二項第四号中「商工業等」を「商工業、情報通信業等」に改め、同項第六号中「以下」を「次条第二項第六号において」に改め、同項第十一号中「（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。以下同じ。）」を削り、同項第十八号を同項第十九号とし、同項第十七号中「以下単に」を「次条第二項第十八号及び第三十九条において」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十六号を同項第十七号とし、同項第十五号の次に次の一号を加える。

十六　小笠原諸島への移住の促進に関する基本的な事項

第五条第三項中「平成三十一年度」を「令和六年度」に改め、同条第四項中「、あらかじめ」を削る。

第六条第二項第四号中「商工業等」を「商工業、情報通信業等」に改め、同項中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六　小笠原諸島への移住の促進に関する事項

第六条第三項中「平成三十一年度」を「令和六年度」に改め、同条第四項及び第七項中「、あらかじめ」を削り、同条第九項中「、あらかじめ」を削り、「、同意」を「、当該同意」に改める。

第十一条第四項第一号中「第十八条第五項」を「第十七条第五項」に改め、同項第二号中「第十九条」を「第十八条」に改め、同条第五項中「、あらかじめ」を削り、同条第八項第四号中「第十八条第四項前段」を「第十七条第四項前段」に改め、同条第九項中「単に」を削る。

第十七条を削る。

第十八条第三項中「それぞれ」を削り、同条を第十七条とし、第十九条を第十八条とし、第二十条を第十九条とし、第二章第四節中第二十一条を第二十条とし、第二十二条から第二十四条までを一条ずつ繰り上げる。

第二十五条の見出しを「情報の流通の円滑化等についての配慮」に改め、同条中「円滑化及び」を「円滑化」に、「充実に」を「充実及び先端的な情報通信技術の活用に」に、「適切な」を「特別の」に改め、同条を第二十四条とし、第二十六条を第二十五条とし、第二十七条を第二十六条とする。

第二十八条中「地方公共団体は、」の下に「小笠原諸島への移住及び」を加え、同条を第二十七条とする。

第二十九条中「この条」を「この項」に、「確保」を「確保及び当該者の負担の軽減に資する機器等の導入」に、「整備及び」を「整備並びに」に改め、同条に次の一項を加える。

2　国及び地方公共団体は、小笠原諸島における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス及び同条第十九項に規定する相談支援並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の十九第一項に規定する障害児通所支援等（以下この項において「障害福祉サービス等」という。）の確保及び充実を図るため、障害福祉サービス等に従事する者の確保、障害福祉サービス等に係る事業を行う事業所等の整備及び提供される障害福祉サービス等の内容の充実について適切な配慮をするものとする。

第二十九条を第二十八条とする。

第三十条の見出し中「居住用施設」の下に「及び児童福祉施設」を加え、同条に次の一項を加える。

2　国及び地方公共団体は、小笠原諸島における児童の福祉の増進を図るため、児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設（前条第二項に規定する障害福祉サービス等に係る事業を行う事業所等に該当するものを除く。）の整備について適切な配慮をするものとする。

第三十条を第二十九条とし、第三十一条を第三十条とする。

第三十二条第一項中「巡回診療」の下に「、情報通信機器を活用した診療」を加え、「適切な」を「特別の」に改め、同条を第三十一条とし、第三十三条を第三十二条とする。

第三十四条の見出し中「推進等」を「促進等」に改め、同条第一項中「の推進」を「を促進するために必要な施策の充実」に改め、同条を第三十三条とする。

第三十五条の見出し中「推進」を「推進等」に改め、同条中「、及び」を「、及び軽減するため、並びに」に「孤立する」を「孤立し、及び地域経済の円滑な運営が著しく阻害される」に改め、同条に次の一項を加える。

2　国及び地方公共団体は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれのある感染症が発生したことにより、小笠原諸島と小笠原諸島以外の地域との間の人の往来又は物資の流通が停滞し、又は制限された場合には、小笠原諸島において、住民の生活の安定及び地域経済の円滑な運営が著しく阻害されるおそれがあることに鑑み、当該場合における住民の生活に必要な物資の確保及び事業活動の継続について適切な配慮をするものとする。

第三十五条を第三十四条とする。

第三十六条第一項中「この条」を「この項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　国及び地方公共団体は、小笠原諸島における教育の特殊事情に鑑み、小笠原諸島に所在する公立学校の教職員（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）第二条第三項に規定する教職員及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）第二条第一項に規定する教職員をいう。次項及び第四項において同じ。）の定数の算定について特別の配慮をするものとする。

第三十六条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、「社会教育」の下に「（情報通信機器を活用して二以上の学校その他の教育機関の間で行われる教育を含む。）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　地方公共団体は、小笠原諸島における教育の特殊事情に鑑み、小笠原諸島に所在する公立学校の教職員の配置について特別の配慮をするものとする。

4　国及び地方公共団体は、小笠原諸島における教育の充実に資するよう、小笠原諸島に所在する公立学校の教職員の待遇について適切な配慮をするものとする。

第三十六条を第三十五条とし、第三十七条を第三十六条とする。

第三十八条に次の一項を加える。

2　前項の交流には、小笠原諸島の学校に在籍する児童、生徒等と小笠原諸島の学校以外の学校に在籍する児童、生徒等との交流その他の子どもの教育の場における交流が含まれるものとする。

第三十八条を第三十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（移住の促進についての配慮）

第三十八条　国及び地方公共団体は、小笠原諸島への移住の促進を図るため、第二十六条及び第二十七条に定めるもののほか、小笠原諸島へ移住しようとする者への情報の提供、便宜の供与その他の小笠原諸島へ移住しようとする者の来訪及び滞在の促進について適切な配慮をするものとする。

第五十二条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第十八条第二項」を「第十七条第二項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「第十八条第三項」を「第十七条第三項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第十八条第五項」を「第十七条第五項」に、「者」を「とき。」に改める。

附則第二項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「平成三十六年度」を「令和十一年度」に改める。

附則第四項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附則第六項中「平成三十六年分」を「令和十一年分」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条中奄美群島振興開発特別措置法附則第一項の改正規定及び第二条中小笠原諸島振興開発特別措置法附則第二項の改正規定（同項ただし書の改正規定を除く。）並びに附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（奄美群島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正前の奄美群島振興開発特別措置法第五条第一項に規定する振興開発計画に基づく事業で令和六年度以降に繰り越される国の負担金、補助金又は交付金に係るものは、第一条の規定による改正後の奄美群島振興開発特別措置法（以下この条において「新奄美法」という。）第五条第一項に規定する振興開発計画（以下この条において「新計画」という。）に基づく事業とみなして、新奄美法第六条第一項から第四項まで及び第二章第三節の規定を適用する。